

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3233号)

令和7年7月10日

横 情 審 答 申 第 3233 号

令 和 7 年 7 月 10 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年10月13日総総第574号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下記の会計年度任用職員の兼務届（全ての期間） 特定職員1 特定職員2 特定職員3 特定職員4 特定職員5 特定職員6」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「下記の会計年度任用職員の兼務届（全ての期間） 特定職員 1 特定職員 2 特定職員 3 特定職員 4 特定職員 5 特定職員 6」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和 5 年 9 月 5 日付で行った上記 1 記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年 2 月横浜市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する行政文書を保有していないため、条例第10条第 2 項により不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は取得しておらず、保有していないため不開示とした。
- (2) 会計年度任用職員については、新たに任用した会計年度任用職員が既にほかでも働いている場合や会計年度任用職員が新たに兼職を行おうとする場合には「兼職届」を提出することとしているが、本件開示請求書に記載されている対象者 6 名のうち 5 名については、令和元年度まで雇用していた非常勤嘱託員であり、令和 2 年度から会計年度任用職員として任用する以前に兼職の有無について確認し、その任用する際及び毎年 of 更新手続の際にも「会計年度任用職員申込書」において変更がないことを確認している。

残り 1 名についても、令和 3 年度の任用時に提出された履歴書で兼職の有無について確認した上で、毎年 of 更新手続の際にも「会計年度任用職員申込書」において変更がないことを確認している。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、該当する文書の開示を求める。
- (2) 横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第14条にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項の職員とある。同法第4条第1項に照らせば、この職員とは、一般職に属するすべての地方公務員とある。そうすると会計年度任用職員も一般職員として服務規程の対象となる。
- (3) 地方公務員法第38条第1項ただし書の「この限りでない。」の法律解釈は、「禁止」や「完全否定」の意味を表すものではなく、その扱いは地方自治体の条例、規程、規定の例規及び内規である要綱、要領等で個別に定めることになる。
- (4) 弁明書において兼務届の提出を不要とする理由が非常勤云々を主張するのであれば、その根拠となる横浜市条例等の例規及び要綱等の内規を明示する必要がある。

5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書記載の特定職員6名に係る会計年度任用職員の兼職届と解される。

- (2) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 会計年度任用職員については、新たに任用した会計年度任用職員が既に他業にも就いている場合や、任用後に新たに兼職を行おうとする場合には、兼職届を提出することとしている。
- (イ) しかし、非常勤職員は公務員の営利企業の従事制限が適用外とされており（地方公務員法第38条第1項ただし書）、法令上、兼職届を提出しなければならないものではないことから、兼職届の提出は求めていなかった。
- (ウ) 本件開示請求書記載の特定職員については、非常勤職員であり、兼職届の提出は地方公務員法上必要とはならない。
- (エ) なお、会計年度任用職員申込書の「採用された場合の兼業等の予定」欄には「*兼業等をする場合、別途申請が必要です。」との記載があり、この別途必要とされている申請が兼職届を指すと考えられ、会計年度任用職員申込書は兼職届と同様の役割を果たすものではない。

したがって、会計年度任用職員申込書は兼職届には該当しない。

イ 非常勤職員については、地方公務員法上、兼職届の提出は必要とされていないものの、横浜市の会計年度任用職員事務運用マニュアルにおいては、兼職届の提

出が求められている。

しかし、当審査会において、兼職届について探索したところ、これを発見することはできなかった。

同マニュアル上は兼職届の提出が求められていることを考えれば、兼職届が不存在であることは、文書の運用のあり方として望ましいとはいえないものの、客観的事実として文書が不存在である以上は、本件における不開示決定はやむを得ないものといわざるを得ない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 付言

当時、兼職届が提出されていなかったことは、文書の運用のあり方として望ましいとはいえないため、実施機関においては、上記マニュアルに適合した運用を行うよう留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 5 年 10 月 13 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 7 年 4 月 3 日 (第41回第四部会)	・ 審議
令和 7 年 5 月 1 日 (第42回第四部会)	・ 審議
令和 7 年 6 月 2 日 (第43回第四部会)	・ 審議